

写

受理番号	陳情第4号
受理年月日	平成31年 2月13日

陳 情 書

二宮町 議会議長様

2019年2月6日

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書



～豊かな森を次世代へ～

一般財団法人 日本熊森協会

会長 室谷 悠

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1

Tel : 0798-22-4190 Fax : 0798-22-4190



私たちは国産林業の振興、奥山等人工林の天然林化を願う実践自然保護団体です。

<陳情の趣旨>

戦後の拡大造林政策により造林された 1030 万haの人工林のうち 3 分の 2 が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

平成 31 年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人に付き毎年 1000 円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約 620 億円の税収が見込まれています。国はこの税金の 9 割を市町村に、残り 1 割を都道府県に交付する予定です。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情致します。

- ・ 山の保水力回復
- ・ 大雨でも崩れにくい災害に強い森作り
- ・ 野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・ 花粉症の軽減

26000 筆を超える要望署名を国会に提出させていただきます。

<森林環境譲与税の使い方に関する陳情事項>

(1) 奥山等に放置人工林を持つ市町村は

・ 人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さねばならないと言ってきた、①奥山全域、②尾根筋、③沢沿い、④急斜面、⑤山の上 3 分の 1 の放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業に使ってください。（当協会は、間伐しただけでは天然林に戻らないことを実証済みです。一定面積以上の皆伐が必要です）

(2) 山のない都市部・放置人工林を持たない市町村は

・ 水源の森がある他市町村の放置人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民や子どもたちに伝える環境教育に使ってください。